

消費増税対応の診療報酬改定案を中医協が答申

消費増税に対応するための診療報酬改定案が13日、中央社会保険医療協議会から原案通り答申されました。告示等を経て、消費税率が10%に引き上げられる10月1日に施行されます。

同改定は、税率が5%から8%に上がった際の2014年度対応分の財源も踏まえ、5%から10%へのアップに対応する形での補てんとなります。2019年度の国民医療費見込み(予算)に対応した財源に基づいて行われることから、2016年度の課税経費率と入院料シェアのデータに基づいて算出された上乗せ率に、16年度から19年度にかけての医療費の伸びを勘案した調整を加え、さらに点数の整数化や財源内での調整等を行った上での配点となりました。

改定案のうち、入院基本料が包括点数に含まれるDPC制度に関しては、2014年度改定と同様に、出来高の各入院料と同じ上乗せ相当分を包括点数と機能評価係数に含める方法がとられました。救命救急入院料や特定集中治療室管理料などの特定入院料相当の加算は、包括点数に内包される部分と合わせて出来高の特定入院料と同様の補てんとなる上乗せが行われます。

介護報酬改定案も答申に ～居宅療養管理指導費は1～2単位の引き上げ

消費増税対応の介護報酬改定案も13日、社会保障審議会から答申されました。改定案のうち、医師が行う場合の居宅療養管理指導費は、(Ⅰ)が各区分2単位の引き上げ、(Ⅱ)は同1単位の引き上げで、薬剤師が行う居宅療養管理指導費は、病院・診療所の場合、薬局の場合ともに、「単一建物居住者1人に対して行う場合」が2単位、それ以外の区分は1単位の引き上げとなります。病院・診療所の場合の訪問看護費は、所要時間の区分に応じて1～3単位の引き上げ、訪問リハビリテーション費は2単位の引き上げです。また、介護医療院のサービス費は、多床室の場合で、Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)が利用者の要介護区分に応じて5～8単位の引き上げ、Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)は同4～7単位の引き上げとなります。

外国人患者対応マニュアルを整備している病院は7% 外国人患者対応の専門部署を設けている病院の割合は1.5%、外国人患者対応マニュアルが整備されている病院は7.0%、外国人患者受入れ医療コーディネーター(院内や院外関係者との調整について中心となってコーディネートする役割を担う職員)を配置しているのは1.8%—などの状況が、厚生労働省の調査で把握されました。「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」で、都道府県を通じ全ての病院を対象に行った調査結果の速報値として報告されたものです。同調査では、4,397病院から回答があり、回答率は約5割でした。専門部署の設置は施設数で66病院、マニュアルの整備は312病院、医療コーディネーターの配置は82病院でした。医療コーディネーターは、兼任の場合が多く、担う職種は、事務職員、医師、看護師の順に多いという状況でした。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867